

持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定案

1 改定の趣旨

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（以下、「2030 アジェンダ」という。）は、2015 年 9 月の国連総会で満場一致で採択された、地球規模の行動のアジェンダであり、その中で持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）は「先進国、開発途上国も同様に含む世界全体の普遍的な目標とターゲット」と明記されている。

SDGs 採択後 8 年間にわたり、国内外の多様なステークホルダーにより様々な取組や関連のルール形成の努力が続けられてきた。その過程において、人々の意識や生活様式から産業構造や金融の流れに至るまで、我が国を含む国際社会全体の社会・経済活動のあり方も急速かつ大きく変容しようとしている。

一方で、現在、国際社会全体が様々な複合的危機に直面する中、国際社会における 2030 年までの SDGs 達成に向けた進捗も大きな困難に直面している。2023 年 9 月に開催された SDG サミットにおいても強い危機感が共有された。

かかる状況は、我が国を含め、国際社会全体として SDGs を達成していく上で、平和の持続と持続可能な開発の一体的推進及び複合的危機に対する国際社会全体の強靱性の強化が極めて重要であることを改めて強く示すものである。

また、将来にわたってかかる取組を継続的に促進し、更には加速していくとの観点から、多様なステークホルダー、とりわけ若い世代の参画がこれまで以上に重要になってきていることも指摘する必要がある。

現在、以上のような状況にもかかわらず、国際社会において、2030 年までの SDGs 達成を目指すという大きな方向性に揺らぎはない。上述の SDG サミットでも、国際社会全体として、SDGs 達成に向けた取組を加速していくことへの強いコミットメントを改めて確認した。その中で、岸田総理は、「人間の尊厳」の重要性を強調しつつ、我が国として国際社会の SDGs 達成に向けた取組を力強く牽引していく決意を明確に示した。

我が国としても、人口減少や少子高齢化が加速する中、多様性と包摂性のある社会を築き、我が国自身の持続可能な発展と繁栄を実現していくとの観点から、SDGs 達成に向けた取組を強化・加速するとともに、国際社会の SDGs 達成に向けた努力に最も効果的な形で更に貢献していく必要がある。

2 現在の状況

(1) SDGs の浸透

SDGs 採択後 8 年間で、SDGs の国民の認知度は約 9 割に達し、我が国の SDGs 達成に向けた取組は大きく進展した。SDGs の理念は、我が国がより良い持続可能な発展と繁栄を実現していく上での確固たる原動力となりつつある。

第一に、国家レベルの様々な分野の戦略・政策において、持続可能な社会と経済の実現は、その中核的理念として広く位置づけられている。我が国が推進する「新しい資本主義」は、社会課題に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変え、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす「成長と分配の好循環」を目指すものであり、まさに SDGs 達成に繋がる取組である。

第二に、地方レベルにおいても、SDGs は地方創生の旗印として広く位置づけられている。SDGs 未来都市や地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム、地方創生 SDGs 金融等の様々な制度的枠組の下、各地域において、それぞれの特性に応じた様々な取組が急速に進展している。また、SDGs 達成に向けた取組を自ら推進する自治体の数も全体の 7 割に達している。地方レベルにおける SDGs の幅広い浸透と推進は、我が国における大きな特色である。

第三に、民間ビジネスにおいては、金融市場における意識の高まりとも相まって、SDGs を経営に統合する企業が着実に増加している。各経済団体においても、個々の事業を通じて SDGs を実現していく方向性がますます明確化され、また、GX・DX 等を通じて社会課題の解決に貢献する動きも広がっている。

第四に、我が国の国際協力においても持続可能性は根幹的理念の一つとして位置づけられている。我が国は、これまでも人間の安全保障の理念に基づく様々な具体的支援を通じ、特に開発途上国の SDGs 推進に大きく貢献してきた。2023 年 6 月に改定された開発協力大綱においても、「SDGs 達成に向けた取組を加速すること等により、国際協力を牽引し」ていく旨明記された。

(2) 直面する課題

一方で、SDGs 達成に向けた取組の観点から、様々な課題も指摘されている。

例えば、経済協力開発機構 (OECD) による 2022 年版報告書では、我が国は OECD 諸国の平均との比較において目標 8 (成長・雇用)、目標 9 (イノベーション) 等で進展がある一方で、目標 5 (ジェンダー)、目標 10 (不平等) 等で課題があると指摘されている。

また、SDGs 推進円卓会議の民間構成員による政府への提言では、我が国での SDGs 達成に向けた取組においては、民間企業や環境分野の取組に重点が置かれる一方で、貧困、ジェンダー、人権等の社会的側面に課題がある旨指摘されている。

さらに、地方レベルの取組については、国連地域開発センター (UNCRD) が 2023 年の報告書「2030 年までの道筋：地方自治体 SDGs 達成評価 2023」で、自治体ごとの大きな差異を指摘しつつ、全体として、目標 8 (成長・雇用) と目標 9 (イノベーション) については高い水準にある一方、目標 2 (飢餓・栄養) と目標 5 (ジェンダー) では課題があると指摘している。

2030 アジェンダにおいて、SDGs の 17 の目標は「相互に関連しており、統合

された解決が必要」であり、こうした特徴が 2030 アジェンダの「目的が実現されることを確保する上で極めて重要」と明記されている。

こうした観点から、我が国は SDGs の実施にあたり、①普遍性（国内実施と国際協力の有機的連携）、②包摂性（「誰一人取り残さない」）、③参画型（ステークホルダー等の参画）、④統合性（異なる課題の有機的連動と統合的解決）、⑤透明性と説明責任（定期的な評価・公表）の五つを、SDGs 達成における共通の主要原則として明示してきている。

我が国について指摘されている上述の諸課題は、上述の主要原則のうち、特に、②包摂性及び④統合性について依然として課題を抱えていることを示している。

（3）国際社会における状況

SDGs 採択以降、各国及び様々なステークホルダーは、それぞれの理念や戦略的方向性、具体的状況等に基づき、SDGs 達成に向けて様々な努力を続けてきた。欧州を中心に、経済・社会・環境分野を横断するようなルールの形成を主導する動きも加速している。その過程において、個々の企業行動や投資行動だけでなく国際社会全体の産業構造や金融のあり方にもダイナミックな変容が生じている。

一方で、現在、国際社会は、気候変動や感染症をはじめとする地球規模課題の深刻化に加え、自由で開かれた国際秩序及び多国間主義に対する重大な挑戦にさらされており、エネルギー危機・食料危機、世界的なインフレ、開発途上国の債務危機・人道危機とも相まって、SDGs 採択時には想定されていなかった複合的危機に直面している。

この結果、国際社会全体としての SDGs 達成に向けた歩みに大きな困難が生じている。国連事務総長は、2023 年 9 月に開催された SDG サミットにおいて、SDGs のターゲットのうち進捗が順調なものは約 15%に過ぎず、半分近くは不十分、約 30%に至っては停滞・後退しており、2030 年までの SDGs 達成に向けた国際社会の歩みが危機的状況にある旨強調した。

こうした状況は、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、経済成長の減速及び国内外の経済格差の拡大に直面している多くの開発途上国においてより深刻である。さらに、高所得国と低所得国の間の SDGs 達成に向けた進捗度合の格差も拡大傾向にあることが指摘されている。SDGs に対する各国の国民の問題意識や各目標間の優先順位も、国ごとに大きく相違している。

2030 アジェンダは、SDGs の推進に当たって、「各国の現実、能力及び発展段階の違いを考慮に入れ、かつ各国の政策及び優先度を尊重」すべきとしつつ、「世界全体の普遍的な目標とターゲット」であり、「全ての目標とターゲットの実施のために地球規模レベルでの集中的な取組を促進する」としている。

国際社会全体が複合的危機に直面し、各国がそれぞれの事情に応じて異なる課題への対応を迫られる中、2030 アジェンダが強調する上記のアプローチを踏

まえ、先進国と開発途上国の課題を統合的に解決し、国際社会が全体として包括的にSDGsを推進する取組がこれまで以上に求められている。また、国際社会全体の開発資金へのニーズに適切に対応していく必要も生じている。

3 実施に当たっての指針

(1) 重点事項

我が国は、引き続き2030年までの国内外におけるSDGs達成を目指し、特に以下の重点事項について具体的取組を強化・加速していく。

① 持続可能な経済・社会システムの構築

2030アジェンダにおいてはSDGsに掲げられた「グローバルなターゲットを具体的な国家計画プロセスや政策、戦略に反映していくこと」が求められている。

我が国は、「新しい資本主義」の下で、科学技術イノベーションも活用し、我が国が直面する様々な社会的・経済的課題や地球規模課題の解決に向けた取組を通じ、持続的成長、安心及び幸せを実感できる経済社会を実現できる経済構造を構築するとともに、全ての人々にとってのディーセント・ワークを促進し、SDGs達成を図っていく。

特に、「人への投資」やGX・DXの推進を通じた新たな産業構造への転換等の分野において、官と民が連携した投資の拡大と経済社会改革を進めていく。この中で、社会課題等の解決に挑戦する企業への投資（インパクト投資等）の促進やNPO等への支援の拡大等を通じ、社会課題等の解決を通じて事業性を高める企業や社会起業家への支援を強化していく。

地方におけるSDGs達成に向けた取組については、地方創生SDGs、環境未来都市構想、広域連携SDGsモデル事業等を通じてより強力に後押ししていく。また、デジタル田園都市国家構想も踏まえつつ、地方に必要なインフラやサービスの水準を維持・向上させることにより、国土の均衡ある発展に取り組む。

② 「誰一人取り残さない」包摂社会の実現

SDGsを達成する上で、その根幹的な理念である「誰一人取り残さない」包摂社会の実現は急務である。

こども大綱に基づくこども施策の抜本的強化、質の高い公教育の再生、女性登用の加速化を含む女性の活躍と経済成長の好循環の実現、包摂的な共生・共助社会づくり、孤独・孤立対策推進法に基づく国・地方の孤独・孤立対策の強化等に取り組むことを通じ、格差拡大と固定化による社会の分断を回避し、持続可能な経済社会の実現につなげていく。

その際、将来にわたってこれらの取組を継続的に加速していくとの観点から、若い世代の参画の拡大に取り組むとともに、教育の場を通じて持続的発展のあ

り方を学ぶ機会の拡大に取り組んでいく。

また、2030 アジェンダは、全ての国及びステークホルダーの間の協働的なパートナーシップの下で実施されるべきものであることも踏まえ、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現に向け、引き続き、国内の全てのステークホルダーとの連携・協働を強化していく（各ステークホルダーに期待される役割は別紙のとおり。）。

③ 地球規模の主要課題への取組強化

多岐にわたる地球規模課題のうち、特に気候変動、生物多様性の損失及び汚染という三つの世界的危機を克服するために、ネット・ゼロ、循環型並びに気候変動に強靱かつネイチャーポジティブな経済及び社会システムへの転換を加速するとともに、地域循環共生圏の実現に取り組む。

気候変動は、国際社会の一致した取組の強化が必要であり、アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC) 構想等を通じ、アジア地域の脱炭素化を推進する。また、緑の気候基金(GCF) への拠出等を通じて、途上国の脱炭素化及び気候変動に脆弱な国の強靱性の強化に資する取組を支援する。脱炭素の取組と同時に、強靱なエネルギー需給構造への転換を含めたエネルギー安全保障を強化する。また、環境と調和のとれた食料システムの確立を図りつつ、食料安全保障を強化する。

気候変動に伴い世界中で多発する自然災害に対処するため、防災分野における我が国の知見の共有を図るとともに、被災地の「ビルド・バック・ベター（より良い復興）」など、「仙台防災枠組 2015-2030」の後半期の推進を加速する。

2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させるため、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を着実に実施し、G7 ネイチャーポジティブ経済アライアンスの取組を推進する。その際、気候変動や生物多様性の損失、世界の森林減少を含め、各課題の間のトレード・オフを回避し、統合的解決を図る観点から、具体的取組において相乗効果の最大化を図っていく。

また、グリーン・ファイナンスの拡大、トランジション・ファイナンスに対する国際的理解の醸成に向けた取組の強化を図るとともに、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法を開発・確立する。

さらに、保健分野について、グローバルヘルスの推進に向け、将来の健康危機に対する予防・備え・対応(PPR) に資する世界的な体制(グローバルヘルス・アーキテクチャー) を発展・強化し、より強靱、より公平、より持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) の達成に向けた取組を強化する。

④ 国際社会との連携・協働・共創

我が国の持続可能性は世界の持続可能性と不可分であり、先進国及び開発途

上国を含む国際社会全体が包括的に持続的発展を達成できるよう、我が国としての貢献を強化していく。その際、SDGs 達成に向けた取組における我が国の特徴と強みを明確化し、特にこれらの分野における SDGs 達成に向けた国際社会の取組に貢献し、リードしていく。

開発途上国への民間資金の流入が ODA をはじめとする公的資金を大きくしのぎ、民間企業、国際機関、市民社会等の多様なアクターが重要な役割を果たしていることを念頭に、これらのアクターとの連携や新たな資金の動員に向けた取組をより一層推進する。複合的危機の時代においては、様々な主体間の「共創」による課題解決が求められる。開発途上国への開発協力は、我が国を含む国際社会の SDGs 達成への貢献の主要な手段であり、開発協力大綱に基づき、多国間及び二国間の開発協力を有機的に連携させながら、効果的・戦略的・適切に実施する。また、様々な形で ODA を拡充し、実施基盤強化のための必要な努力を行う。

開発途上国の複合的危機に対する強靱性の強化への協力を強化していく。特に、国際社会の経済強靱化を図るとともに、GX・DX や「質の高いインフラ」の整備を推進し、あらゆる分野における「質の高い成長」の達成を目指していく。この観点から、前述の「仙台防災枠組 2015-2030」も踏まえた防災・減災の分野における協力や、母子保健や感染症への対応等を含む公衆衛生水準及び医療水準の向上に向けた人材育成等の我が国の知見・技術を活かした取組を推進する。また、「人への投資」の一環として、質の高い教育、女性・子ども・若者の能力強化や紛争・災害下の教育機会の確保の観点も踏まえ、引き続き教育分野における取組を強力に推進する。さらに、「女性・平和・安全保障（WPS）に関する行動計画」を踏まえ、WPS アジェンダの推進に向けて取組を強化する。

SDGs を契機に、関連のルールや基準の形成が国際社会で加速していることを踏まえ、関連国際機関への邦人職員の送り込みを一層の推進するとともに、国際標準化を含め、我が国として官民連携でこれに主導的に参画していく。海洋環境等を含むプラスチック汚染やパンデミックに関する条約をはじめとする新たな国際法の形成にも主導的に関与していく。

⑤ 平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

国際社会が直面する複合的危機により、SDGs 達成に向けた進捗において、人道・開発・平和の連携（ネクサス）が必要不可欠であることが改めて明確となった。

我が国が提唱する人間の安全保障の理念は、「個人の保護」、「個人の能力強化」及び「様々な主体間の連帯」の三つを柱とするものであり、国際社会が複合的危機に直面する中、人間の安全保障こそが「人間の尊厳」に基づく SDGs 達成の鍵であり、平和の持続と持続可能な開発を両立する上でますます重要な理念となっている。

我が国は、国際社会のSDGs達成に貢献する観点から、引き続き、人間の安全保障の実現に向け、人道・開発・平和の連携（ネクサス）に留意しつつ、人間の尊厳を中心に置いた開発協力を推進し、国際社会の平和と繁栄の確保にも積極的に貢献していく。

（２）実施に当たっての取組

以上の取組に当たっては、前述のSDGs実施のための主要原則（①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任）を十分に確保していく必要がある。かかる観点から、以下の取組を行う。

① 実施体制の強化・ステークホルダー間の連携

内閣総理大臣を本部長、官房長官及び外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部が司令塔の役割を果たす。SDGs推進本部は、SDGs推進本部幹事会、SDGs推進円卓会議等をより一層積極的に活用し、取組を更に加速していく。

我が国としてSDGsを推進するに際しては、社会を構成する多様なセクターの主体的参加を促し、個別の取組を全体につなげていくことがますます重要である。かかる観点から、SDGs推進本部は、各府省庁の参加を得ながら各ステークホルダーの連携及び協働のハブとしての役割をより一層効果的に果たしていく。

また、SDGs推進本部において、実施指針に基づく取組の進捗状況を定期的に確認し、基本的に4年ごとに又は必要に応じて実施指針の見直しを行う。

② 自発的国家レビュー（VNR）と国際社会の取組の主導

2025年を目途に自発的国家レビュー（VNR）を実施する。その際、我が国のSDGsの17の目標の進捗状況についてレビューしつつ、各目標に共通する横串の諸課題についても、必要に応じて、分野別のレビューを行う。

その際、科学的エビデンスに基づきSDGs達成に向けた取組を進めていくこと、また、これを国際社会全体のSDGs達成に向けた取組に有機的に統合すること及び国際社会において主導権を発揮していくことを十分に踏まえる。以上を通じ、2030年以降も見据えた国際的な議論も主導していく。

また、VNRに加えて、地方自治体との連携を強化し、自発的ローカルレビュー（VLR）の積極的な実施を後押しする。

③ 啓発・広報

前述のとおり、SDGsの国民的な認知度は国際社会との比較においても大幅に向上しており、これまでの啓発・広報は大きな効果を挙げてきた。

その上で、SDGs達成には個々人の意識と取組が重要であることに加え、地方

行政や民間ビジネスの場においてそれぞれの事業を通じた SDGs 推進がますます重要になっていることも踏まえ、我が国の SDGs 達成に向けた具体的課題の解決に資する観点から、引き続き、不断の見直しと選択的な強化を進めていく。

また、国際社会全体での SDGs 達成に向けた我が国の貢献への期待が高まっていることも踏まえ、今後は、国内での啓発・広報に加え、3（1）の重点事項に資する観点から、2025 年の日本国際博覧会（大阪・関西万博）等の機会も利用しつつ、国際社会に対する発信を強化していく。

ジャパン SDGs アワードについては、創設時の政策的意義を果たしたと考えられることから、今後のあり方については別途検討する。

各ステークホルダーに期待される役割

(1) ビジネス

企業が経営戦略の中に SDGs を据え、個々の事業戦略に落としこむことで、持続的な企業成長を図っていくことが重要であり、特に「Society 5.0」の実現を目指すことが期待されている。具体的には、革新的なデジタル技術やビッグデータを活用することによって、一人ひとりの異なるニーズに応えとともに社会システム全体の最適化を目指すことで、社会課題を解決し、「誰一人取り残さない」SDGs 達成に貢献することが重要である。また、様々なステークホルダーと連携し、多様な価値を協創することで、SDGs 達成に向けた機運を国内外で醸成することが求められる。

気候変動をはじめとする地球環境問題、ディーセント・ワークの実現、ビジネスと人権、責任あるサプライチェーン、企業の社会的責任に関する取組は、SDGs が目指す持続可能な経済・社会・環境づくりに貢献する上で不可欠であり、国際社会からの各企業の信頼を高め、グローバルな投資家の高評価を得る上で重要である。

(2) ファイナンス

SDGs を社会の変革につなげるためには、これを可能にする資金の流れが不可欠である。こうしたファイナンスの裾野を量的・質的に拡充していく観点から、公的資金（財政資金等）と民間資金（投融資等）の有効な活用等 SDGs 達成に向けた取組を多様な手法で金融面から支援していくことが重要である。

民間資金については、特に気候変動対応や、グローバルヘルス分野においてその重要性が指摘されており、インパクト投資や ESG 投資等、国内外の社会的・環境的課題の解決に向けた資金の流れを強化していく。気候変動対応については、2023 年 5 月の G7 広島サミットにおいてもその重要性が確認されたトランジション・ファイナンスを後押ししていくとともに、グローバルヘルス分野での持続可能な資金調達に向けたインパクト投資を推進する。

特に SDGs 達成に向けてビジネスセクターが果たす役割は大きく、投資家等が企業との建設的な対話を通じて中長期的な企業価値の向上を促す観点から、企業のサステナビリティ開示の充実等を図ることが重要である。

また、SDGs 推進に係る地域での創意工夫を更に浸透させ、地域産業・企業の生産性向上、地域経済の持続的成長を図るため、地域における様々な課題解決に資する金融機関による多様なサービス提供を促す。さらに、SDGs 推進に向けた金融面での取組が家計の安定的な資産形成につながるよう、金融事業者による

適切な商品提供と金融経済教育の推進が重要である。

(3) 市民社会

市民社会は、「誰一人取り残さない」社会を実現するため、現場で厳しい状況に直面している人々、最も取り残されている人々、取り残されがちな人々等の声を拾い上げ、政府・地方自治体へとそれらの声を届け、知見を共有する存在であり、SDGs 関連施策の立案プロセスにおいてこうした人々の声が反映されるよう橋渡しをすることが期待されている。

同時に、国際社会及び国内におけるネットワークを活かし、国内外に対する問題提起や発信、政策提言、SDGs 推進を加速化・拡大するためのアクションを推進していく役割も期待されている。

国内のみならず、国際協力の実施においても、NGO をはじめとする市民社会は、現地のニーズに寄り添った迅速な協力を通じ、世界各地の人道支援等の開発協力における存在感を拡大している。

市民社会には、国内外・各地域の主体との連帯により、一人ひとりの行動変容と変革の旗振り役となることが期待されている。

(4) 消費者

生産と消費は密接不可分であり、持続可能な生産と消費を共に推進していく必要があるとの認識の下で、エシカル消費や食品ロス削減の普及啓発の促進等により、消費活動において大きな役割を担う消費者や市民の主体的取組を推進していくことが重要である。

特に、目標 12（責任ある生産・消費）の観点からは、消費者が、環境に対する負荷が低い商品の購入やサービスの利用を通じて、循環経済への移行に資する等、持続可能な消費活動を行うことで、持続可能な生産消費形態を確保できるように、健全な市場の実現に加え、経済・社会の仕組み作りと啓発を促進していくことも重要である。

(5) 公共的な活動を担う民間主体

地域の住民や NPO、公益法人等は、教育や子育て、まちづくり、防犯・防災、医療・福祉、消費者保護等身近な課題を解決するために活躍しており、引き続き活躍拡大が期待されている。

協同組合をはじめ、地域の住民が共助の精神で参加する公共的な活動を担う民間主体が、各地域に山積する課題の解決に向けて、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生し、SDGs へ貢献していくことが期待されている。

（６）労働組合

労働組合は、社会対話の担い手として、集团的労使関係（建設的労使関係）を通じた適正な労働条件の確保をはじめ、労働者の権利確立・人権・環境・安全・平和等を求める国内外の取組を通じ、使用者とともに、ディーセント・ワークの実現、グローバルサプライチェーン上の人権尊重、持続可能な経済社会の構築に重要な貢献を果たすことが期待されている。

労働組合は、企業活動における特別なステークホルダーであり、SDGs 達成に向けて、使用者側への働きかけや他のステークホルダーとの連携等に引き続き積極的に取り組むことが期待されている。

目標 8（成長・雇用）にとどまらず、労働組合は適正な職場環境・労働条件の確保に向けた取組を通じて、目標 1（貧困）、目標 5（ジェンダー）、目標 10（不平等）、目標 13（気候変動）、目標 16（平和と公正）等の複数のゴール達成への貢献が期待されている。

（７）次世代

次世代は、2030 年やその後の社会、そして 2030 アジェンダ以降の議論の中核を担う存在である。いかに SDGs を推進し、自分たちが主役となる時代をどのような社会に変革していくかを考え、持続可能な社会の創り手として、多様な人々と協働しながら行動し、国内外に対して提言・発信していくことが期待されている。このような観点から、若い世代の声をより積極的に取り入れていくため 2021 年から若者の代表が円卓会議に参加している。

こうした観点から、特定の目標に限定せずに幅広い分野における貢献が期待されているが、様々な背景を持つ次世代が目標 4 をはじめとする各目標の達成に貢献できるようにするために、教育にかかる政策・制度の充実も重要である。

（８）教育機関

学校、地域社会、家庭その他あらゆる教育・学習機会を捉え、「持続可能な社会の創り手」を育成するという観点から、教育は、目標 4 の達成において重要な役割を果たすとともに、持続可能な社会の創り手として求められる「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育むことにより、地域や世界の諸課題を自分ごととして考え課題解決を図る人材の育成に寄与し、SDGs の全ての目標の達成の基盤を作るという極めて重要な役割を担っている。

持続可能な開発のための教育（ESD）が SDGs の全ての目標の達成に貢献することを示した「持続可能な開発のための教育：SDGs の達成に向けて（ESD for 2030）」が国連教育科学文化機関（UNESCO）及び国連において採択されたことを支持し、国内外の活動の充実に貢献する。国内においては、学習指導要領の改訂も受け、

ESD の推進拠点であるユネスコスクールの活動を促進するとともに、社会教育関連機関も含め、SDGs に資するように多様な文化とつながりながら学習できる環境づくりを促進することが重要である。

(9) 研究機関

研究機関による学術研究や科学技術イノベーションは、それ自体が SDGs 達成の手段として大きな役割を果たしうることはもちろんのこと、地球観測等の現状把握のためのツールや目標設定の根拠としての活用や、ターゲット相互の関係分析、達成度評価、そして 2030 年以降の議論においても、国内外において貢献することが期待されている。

また、研究機関は、これらの科学的根拠に基づき、今後の科学技術イノベーションの飛躍的変革につなげることが期待されている。なお、イノベーションと変革は目標達成の鍵ではあるが、技術的なものだけを偏重するのではなく、社会的なものを含むより広範な概念として扱うべき点に留意する必要がある。

市民や企業、政府等と科学者との間でのビジョンや情報を共有することは、科学技術イノベーションが SDGs 達成の手段として大きな役割を果たしうることを認識し、種々の課題や緊急性に対する認識を高めるためにも必要である。また、フューチャー・アース等国際的取組の下、科学者コミュニティがその他の広範なステークホルダーと連携・協働していくことも重要である。

(10) 地方自治体

国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、日本全国に SDGs を広く浸透させる必要がある。そのためには、地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組が不可欠であり、一層の浸透・主流化を図ることが期待されている。

現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体における SDGs 達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されている。

地方自治体は、SDGs 達成に向けた取組を更に加速化させるとともに、各地域の優良事例を国内外に一層積極的に発信・共有していくことが期待されている。具体的には、「SDGs 日本モデル」宣言や「SDGs 全国フォーラム」等のように、全国の地方自治体が自発的に SDGs を原動力とした地方創生を主導する旨の宣言等を行うとともに、国際的・全国的なイベントの開催等により、海外、全国若しくは地域ブロック、又は共通の地域課題解決を目指す地方自治体間等での連携がなされ、相互の取組の共有等により、より一層、SDGs 達成へ向けた取組が行われることが期待されている。

また、今後は、より多くの地方自治体において、更なる SDGs の浸透を目指し、多様なステークホルダーに対してアプローチすることが期待されている。地方自治体においては、体制づくりとして、部局を横断する推進組織の設置、執行体制の整備を推進すること、各種計画への反映として様々な計画に SDGs の要素を反映すること、進捗を管理するガバナンス手法を確立すること、情報発信と成果の共有として SDGs 達成に向けた取組を的確に測定すること、国内外を問わないステークホルダーとの連携を推進すること及びローカル指標の設定等を行うことが期待されている。また、地域レベルの官と民とマルチステークホルダーの連携の枠組みの構築等を通じて、官民連携による地域課題の解決を一層推進することが期待されている。

さらに、地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環を形成するために、地域事業者等を対象にした登録・認証制度の構築等を目指すことが期待されている。地方自治体においては、地域の主体性を基本として、地域資源を持続的に活用して経済・社会・環境を統合的に向上していく事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続ける自立した地域をつくとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する自立・分散型社会の実現を目指す「地域循環共生圏」の創造に取り組む等、自治体における多様かつ独自の SDGs の実施を推進することが期待されている。